

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和3年度の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年1月1日及び令和3年12月10日
時点で、成田市に住民登録がある場合、
確認書が届きます **(要返送)**

返送期限：令和4年5月2日(月) 必着

※令和3年1月2日以降に成田市へ転入された
など、市が世帯全員の課税情報を有してい
ない世帯は、非課税世帯であっても申請が必
要な場合があります。

【申請書配布先】市役所本庁舎特設窓口、市HP

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年1月31日(月)
～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村で
申請してください。

【申請書配布先】市役所本庁舎特設窓口、市HP

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

1. 世帯の全員が、令和3年1月1日以前から成田市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、必要事項を記入の上、市に返送してください。
本人確認書類や振込先がわかる通帳等を添付いただく必要がある場合もあります。

2. 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方または未申告の方がいる場合

- 給付金を受給するには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市役所本庁舎の特設窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

【申請に必要な書類】

- 申請書 ■申請・請求者の本人確認書類の写し ■受取口座の確認できる書類の写し

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（成田市の場合）単身：93万円以下、ひとり親・子(1人)：204万4千円未満 等

- 給付金を受給するには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市役所本庁舎の特設窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

【申請に必要な書類】

- 申請書 ■簡易な収入(所得)申立書 ■申請・請求者の本人確認書類の写し ■受取口座の確認できる書類の写し ■世帯全員の任意の1か月の収入または令和3年中の収入見込額を確認できる書類の写し

※「任意の1か月収入」給与明細など 「令和3年中の収入見込額」令和3年分の源泉徴収票、確定申告書など



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

成田市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0570-666415**

受付時間 平日8:30~17:15